

五條市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月16日(水) 午後1時24分～午後2時30分

2. 開催場所 五條市立中央公民館 3階大会議室

3. 農業委員

出席委員(11人)

議席番号	3番	小松	禎史	議席番号	11番	井上	伸浩
議席番号	4番	柏井	正樹	議席番号	12番	新宅	一也
議席番号	5番	岩倉	義調	議席番号	17番	和田谷	好司
議席番号	6番	土橋	洋二	議席番号	18番	鶴田	和恵
議席番号	7番	鍵矢	智民	議席番号	19番	吉田	丈子
議席番号	9番	泉澤	光生				

欠席委員(8人)

議席番号	1番	西岡	直美	議席番号	13番	益田	吉博
議席番号	2番	礪田	幸一郎	議席番号	14番	北山	徹
議席番号	8番	松井	正昭	議席番号	15番	吉田	正材
議席番号	10番	栗本	恵司	議席番号	16番	辰己	清史

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員(0人)

欠席委員(20人)

五條地区	池田	義美	南宇智地区	芳田	良子
野原地区	岩井	久和	南宇智地区	小原	加代子
野原地区	西辻	卓司	南阿田地区	福西	忠文
宇智地区	窪田	裕	大阿太地区	北山	高嗣
宇智地区	石田	実	白銀西地区	千切	重敏
牧野地区	辻井	博	白銀南地区	吉谷	昇
阪合部地区	仲山	明良	白銀北地区	東	秀一
阪合部地区	西本	光治	賀名生地区	辰己	史子
北宇智地区	南	芳秋	宗桧地区	前田	壽郎
北宇智地区	和田	全啓	大塔地区	阪井	誠一

5. 議事日程

第1	開会	
第2	会長挨拶	
第3	欠席委員の報告	
第4	署名委員の指名	
第5	審第1号 農地法第3条申請審議について	5件
	審第2号 農地法第5条第1項申請審議について	1件
	審第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について	9件
	審第4号 農地・非農地の判断について	19件
	報第1号 農地法第5条第1項第7号に係る専決処分について	2件
	報第2号 農地法第18条第6項受理報告について	1件
第6	その他	

6. 農業委員会事務局職員

局長 横谷 隆仁
辻 哲子

次長 上辻 敦司

7. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から令和4年第2回五條市農業委員会総会を開会致します。 携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願い致します。 それでは始めに、新宅会長からご挨拶をお願い致します。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは五條市農業委員会会議規則第7条により会長が議長となり議事進行することになっておりますので、会長よろしくようお願い致します。</p>
議長	<p>本日は、コロナ感染のリスクを避けるため、奇数番号の委員さんを中心に出席いただいています。 推進委員さんは欠席いただいています。 農業委員の過半数が出席しておりますので、五條市農業委員会会議規則第12条により、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員については、議席番号11番井上委員さん、17番益田委員さんを指名させていただきますが、よろしいですか。</p>

委員	(はい)
議長	<p>それでは、よろしくお願い致します。 なお本日の会議書記は、辻さんを指名します。</p>
議長	<p>本日の案件は、〈 読み上げ 〉 以上、29件の審議をお願い致します。</p>
議長	<p>それでは審第1号 農地法第3条申請審議について、5件上程致します。 受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明致します。 申請地は、五條市中之町 番 地目：田 現況：畑 m²です。</p>
	<p>(譲受人) 五條市中之町1119番地</p>
	<p>職業：会社員 年齢： 歳</p>
	<p>(譲渡人) 五條市中之町 番地</p>
	<p>本件は、贈与により所有権を移転する申請です。 申請地は、 南西に位置し、 が近くにあり、譲受人の の裏です。 譲受人の経営面積は m²ですが、申請地と合わせて1,000m²以上 となり面積要件を満たします。申請地では、トマトやさつまいものなどの野菜 を栽培します。 ご本人の農作業歴は30年、ご本人が年間120日農作業に従事するほか、 が200日、従事されるとのことです。 農機具については、耕運機1台を所有しております。 周辺地域の関係性については支障がなく、地域の農地の利用調整に協力します とのことです。以上です。</p>
議長	<p>それでは、土橋委員さん、説明をお願いします。</p>
土橋委員	<p>只今、事務局から説明がありましたが、自宅横にある土地で、今回、</p>

から へと聞いています。 と協力するうえで農業に従事したいと
いうことです。申請地前の土地で現在、野菜を育てておられまして、一体化
して使用する予定とのこと。現在、耕作されている場所も綺麗に耕作され
ていますので、何ら問題ないかと思えます。

議長

次に受付番号2番と3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番と3番について説明致します。

2ページから3ページにまたがります。

まず受付番号2番、

申請地は、五條市今井4丁目 番 地目：田 現況：樹園地 m²
外6筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市今井4丁目 番 号

職業：歯科医 年齢： 歳

(譲渡人) 名古屋市中川区松葉町2丁目 番地

愛知県稲沢市御供所町 番 号

受付番号3番については、

五條市今井4丁目 番 地目：田 現況：田 m²です。

こちらについては、譲渡人が さん単有となっております。

本件は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、 約100m付近に位置します。

譲受人はこれまで農地を所有していませんでしたが、今回受付番号2番と3
番、4番を合せて m²の農地を取得します。

このあとの報第1号の農地法第5条の届出で転用取得される土地とともに
さんから取得される運びとなりました。

申請地では、これまでの利用状況どおり、傾斜地部分では栗や柿を、

番 で水稻を栽培します。販売経路は特に予定はなく自家消費となります。

ご本人の農作業歴は隣地の の農地の手伝いで20年、ご本人が年間150
日農作業に従事するほか、 の農作業歴40年の が250日従事されます。

農機具については、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機などを隣地の叔父から借用します。

周辺地域との関係については、申請地はこれまでどおりの農地の利用となるため支障がなく、地域の農地の利用調整に協力しますとのこと。以上です。

議長

それでは、岩倉委員さん、説明をお願いします。

岩倉委員

この案件につきまして、石田委員さんと現地確認をしました。　さんは　　として開業しており、駐車場に隣接する土地が　　さんの土地で、この後転用届が出てくる場所になります。その他に田と樹園地で栗などが植えられています。それも含めて購入してほしいと言われたということで、今回、農地も含めての売買になります。ご審議、宜しく願いいたします。

議長

次に受付番号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号4番について説明致します。

申請地は、五條市今井4丁目　　番　地目：田　現況：畑　　m²です。

(譲受人)　五條市今井4丁目　番　号

職業：歯科医　年齢：　歳

(譲渡人)　五條市今井4丁目　番　号

本件は、贈与による所有権移転の申請です。

申請地は、受付番号2番、3番同様、　　側100m付近に位置し譲受人の　　さんの　　に隣接しています。航空写真では分かりませんが、現地は、深い窪地となっており、周囲の農地よりかなり低くなっており、農機具を下しにくいので、自家消費の野菜を栽培します。

その他の営農計画、農業従事者、農機具、地域との関係性については、先程の説明と同じになるため、省略させていただきます。

議長

それでは、岩倉委員さん、説明をお願いします。

岩倉委員

譲渡人の　　さんは　　さんのご兄弟で、先ほどの　　さんの土地と隣接しており、贈与という形で、　　さん、　　さんと　　と耕作するとのこと

問題ありません。宜しくお願いいたします。

議長

続いて受付番号5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号5番について説明致します。

申請地は、五條市西吉野町向加名生 番 地目：田 現況：畑 m²
外45筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市大日川 番地

職業：会社員 年齢： 歳

(譲渡人) 吉野郡十津川村上野地 番地 ー

本件は、贈与により所有権を移転する申請です。

申請地は、 から向加名生へ ところの周辺13筆と、大日川の
に点在する23筆です。

譲渡人の さんは さんの であり、もともと同じ住所でしたが、
現在、 住所を十津川に移しています。 さんの経営面積
m²を さんが引き継ぐ形となります。

申請地では、これまでどおり柿を栽培し、大阪市内の市場へ出荷されるとのこ
とです。

ご本人の農作業歴は7年、ご本人が年間100日農作業に従事するほか、
が50日、 さんも80日程度従事されるとのことです。

周辺地域の関係性については、 の贈与であるため、農地の利用形態は変
わらないので支障がなく、今後も地域の農地の利用調整に協力しますとのこ
とです。以上です。

議長

それでは、和田谷委員さん、説明をお願いします。

和田谷委員

こちらは生前贈与です。先日、現地を確認に行きましたら、丁寧に管理されて
おりました。今までは さんも手伝いながら一緒に管理しておりました。
これからも丁寧に管理してくれると思います。

議長

それでは、審第1号 農地法第3条申請の5件について、質疑に入ります。

(発言無し)

議長

皆さん、異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは異議なしで承認いただいたものとします。

議長

次に審第2号 農地法第5条第1項申請審議について、1件上程致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明致します。

申請地は、五條市野原東2丁目 番 地目：田 現況：畑 m²
外2筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 大阪市中央区道修町1丁目 番 号
株式会社 代表取締役

(譲渡人) 五條市野原東3丁目 番 号

本件は、所有権を移転し、太陽光発電設備を設置するための申請です。

申請地は、 に150m付近、 に隣接
しています。

農林政策課の証明書類により、農用地区域外であることを確認しています。

転用は許可後、1ヶ月程度で工事を行い、事業期間は永年です。

施工内容として、太陽光パネル336枚、パワコン18台を設置し、周囲をフェンスで囲みます。

資金計画については、 により行い、 を確認しております。

土地造成は行わず、近隣農地や水路への土砂の流出の恐れはないとのことです。

また雨水排水は自然浸透で、汚水は発生しません。

本件について、隣地に被害の及ぼさないよう十分注意し、周辺へ被害を及ぼした場合、譲受人が責任を持って対処すると誓約書が提出されています。

以上です。

議長

それでは、小松委員さん説明をお願いします。

小松委員	<p>今、事務局から話しのあった通りで、譲渡人の さんは高齢で、後継者の さんも最近は で耕作できなかったということで、今回、このような話しになったそうです。磯田委員と岩井推進委員で現地確認は済んでおり、特に問題はないのでご審議、宜しく申し上げますとのことです。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、審第2号 農地法第5条第1項申請の1件について、質疑に入ります。</p> <p>(発言無し)</p> <p>皆さん、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは異議なしで承認されたものとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、審第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について、9件上程致します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>市長から、農用地利用集積計画の通知として、今月は所有権移転が1件、利用権設定が8件、農業委員会での決定を依頼されています。</p> <p>議案書では10ページから13ページにかけてとなります。</p> <p>受付番号1番、 申請地は、小島町 番 地目：畑 現況：畑 m²です。 五條吉野土地改良区 団地内にあります。</p> <p>譲受人は、五條市西吉野町赤松 番地の 歳 譲渡人は、五條市住川町 番地の</p> <p>売買により、令和4年2月 日所有権を移転し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号2番、 申請地は、霊安寺町 番 地目：畑 現況：畑 m² 外1筆 合計面積 m²です。 五條吉野土地改良区 にあります。</p>

	<p>譲受人は、橋本市隅田町中島 番地の 歳 譲渡人は、五條市霊安寺町 番地の</p> <p>令和9年2月28日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号3番、 申請地は、御山町 番 地目：山林 現況：樹園地 m² 外2筆 合計面積 m²です。 に200m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市御山町 番地 歳 譲渡人は、五條市御山町 番地</p> <p>令和34年1月31日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号4番、 申請地は、御山町 番 地目：畑 現況：畑 m²です。 に200m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市御山町 番地 歳 譲渡人は、五條市御山町 番地</p> <p>令和34年1月31日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号5番、 申請地は、御山町 番 地目：畑 現況：畑 m²です。 に300m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市御山町 番地 歳 譲渡人は、五條市御山町 番地</p> <p>令和34年1月31日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号6番と7番が関連案件となっています。</p>

申請地は、大深町 番 地目：山林 現況：畑 m²
外 3 筆 合計面積 m²です。
の東、 、 に位置します。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、
譲受人は、橋本市紀見 番地 さん 歳
譲渡人は、橋本市谷奥深 番地 さん

令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。

事務局

続いて受付番号 8 番と 9 番が関連案件となっています。
地図番号 3 - 8 航空写真 3 - 8
申請地は、上之町 番 地目：田 現況：田 m²
外 7 筆 合計面積 m²です。
上之町でも北寄りに位置し、 番台は譲渡人の 近くに、
番台はそこから m ほど離れた場所にあります。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、
譲受人は、五條市二見 5 丁目 番 号 株式会社
譲渡人は、五條市上之町 番地 さん

令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで使用貸借権を設定し、ネギを栽培します。

以上 9 件の申請は、市から提出されております農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号による農地利用集積計画の内容から、全ての農地を効率的に耕作すること、農作業に必要な従事者や農機具を有していることなど、農地の権利取得に必要な要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長

それでは、9 件の質疑に入ります。発言の有る方は挙手をお願いします。

(発言なし)

皆さんご異議、ご意見ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしにて承認いただいたものとして、審第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認した旨を農林政策課へ回答することを決定します。

議長

次に、審第4号 農地・非農地の判断について、19件上程致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番から19番までまとめて説明させていただきます。

現地写真 4-1～

議案書の14ページから22ページにかけてとなります。

今回非農地判断の対象として挙げさせていただいたのは、夏の農地パトロールで確認されました農地として再生困難となっている場所です。

所有者には、農地台帳から除外手続きに入る旨、事前通知をさせていただきました。今回は所有者単位で19件、全97筆、合計面積36,797.25㎡を非農地としてご判断を願うものです。

承認後は、所有者に非農地判断通知書を送付し、法務局に地目変更を依頼します。また市税務課と奈良県への情報提供を行います。

現地の状況について、前の写真でご確認ください。

1番 所有者は、西吉野町奥谷 番地 さん

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 山林です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 山林です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

15ページに変わりました、

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町西新子 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町西新子 番 登記地目 田、現況 山林です。

続いて2番、所有者は西吉野町奥谷 番地 さん。

西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。
西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。
西吉野町夜中 番 登記地目 田、現況 原野です。

続いて3番、所有者は西吉野町湯川 番地の さん。

西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町百谷 番 登記地目 田、現況 山林です。

続いて4番、所有者は西吉野町百谷 番地 さん。

西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町百谷 番 登記地目 田、現況 山林です。

16ページに変わしまして、

西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。

続いて5番、所有者は西吉野町百谷 番地 さん。

西吉野町百谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて6番、所有者は西吉野町赤松 番地 さん。

西吉野町赤松 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町赤松 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町赤松 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて7番、所有者は西吉野町湯川 番 さん。

西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。

17ページに変わしまして、

8番、所有者は大阪府豊中市寺内1丁目 番 ー 号 さん。

西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町湯川 番 登記地目 田、現況 山林です。

続いて9番、所有者は西吉野町尼ヶ生 番地 さん。

西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。

18ページに変わりました

西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。

19ページに変わりました、

西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて10番、所有者は西吉野町尼ヶ生 番地 さん。
西吉野町尼ヶ生 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて11番、所有者は西吉野町鹿場 番地 さん
西吉野町鹿場 番 登記地目 田、現況 原野です。
西吉野町鹿場 番 登記地目 田、現況 原野です。

続いて12番、所有者は西吉野町鹿場 番地 さん。
西吉野町鹿場 番 登記地目 田、現況 原野です。

20ページに変わりました、

13番、所有者は西吉野町十日市 番地の さん。
西吉野町南山 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町南山 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて14番、所有者は岡山県倉敷市西富井 番地の さん。
西吉野町平雄 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町平雄 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて15番、所有者は橿原市白檀町7丁目 番 号 さん。
西吉野町平雄585番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて16番、所有者は五條市西吉野町平雄 番地 さん。
西吉野町平雄 番 登記地目 畑、現況 山林です。

続いて17番、所有者は五條市西吉野町永谷 番地の さん。
西吉野町永谷 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。

続いて18番、所有者は愛知県春日井市高森台7丁目 番地の さ
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 山林です。
西吉野町永谷 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町永谷 番 登記地目 田、現況 山林です。
西吉野町永谷 番 登記地目 田、現況 原野です。

西吉野町永谷 番 登記地目 田、現況 原野です。
西吉野町永谷 番 登記地目 田、現況 原野です。

続いて19番、所有者は西吉野町桧川迫 番地 さん。

西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
西吉野町桧川迫 番 登記地目 畑、現況 原野です。
以上です。

議長

それでは19件の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

皆さん、異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは全員異議なしとして、審第4号農地・非農地の判断について、原案のとおり現況は非農地であると判断し、その旨を所有者、法務局等に通知することとします。

議長

次に報第1号農地法第5条第1項第7号届出に係る専決処分について、2件上程致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明致します。

地図番号 報1-1 航空写真 報1-1
届出地は、五條市今井4丁目 番 地目：田 現況：田 m²
外1筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市今井4丁目 番 号
さん

(譲渡人) 名古屋市中川区松葉町2丁目 番地

さん

愛知県稲沢市御供所町 番 号

さん

令和4年 月 日付で、所有権を移転し、青空駐車場に転用する届出を受理しました。生産緑地の指定を受けていない市街化区域の農地です。

土地の所在地は、さきほどの3条申請でも申請のありました。

に隣接しています。

現在の 駐車場が手狭であるため、駐車場を広げて整備します。

施工内容として、アスファルト舗装し、西側の市道側に進入路を設け、周囲をフェンスで囲みます。工期は4月から6月にかけて予定しています。

本件転用に関して、隣接する農地の所有者及び水利組合の同意が得られています。

事務局

続いて受付番号2番について説明致します。

地図番号 報2-2 航空写真 報2-2

届出地は、五條市今井4丁目 番 地目：田 現況：田 m²
外1筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市今井4丁目 番地の
株式会社

(譲渡人) 五條市今井4丁目 番地の
さん

令和4年 月 日付で、所有権移転により、青空駐車場及び作業場に転用する届出を受理しました。

令和2年12月11日付で農業の主たる従事者についての証明書が発行され、令和3年11月に生産緑地の指定が解除されています。

土地の所在地は、 の東隣りに位置します。

工事は許可後、半年程度で行います。土地利用計画図、排水計画図が提出されています。航空写真ではまだ農地のままですが、届出地の南側に道路が整備され車両の出入りが可能となっています。

本件に関して、隣接する農地の所有者、水利組合への同意が得られています。以上です。

議長	次に報第2号農地法第18条第6項通知受理報告について、1件上程致します。事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>受付番号1番について説明致します。</p> <p>届出地は、五條市靈安寺町 番 地目：田 現況：田 m² 外1筆 合計面積 m²です。</p> <p>(賃貸人) 五條市靈安寺町 番地 さん(持ち分2分の1) 大阪府八尾市南太子堂6丁目 番 号 さん(持ち分2分の1)</p> <p>(賃借人) 五條市野原中4丁目 番 号 さん</p> <p>令和4年1月14日に賃貸借権の合意解約の通知を受理いたしました。 合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しが行われた日は、令和4年1月14日付となっております。 以上、報告となります。</p>
議長	<p>それでは以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。 その他、何かご発言があれば挙手をお願い致します。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p>それではこれで、令和4年第2回定例総会を終了します。 次回、令和4年第3回定例総会は、3月10日 木曜日 中央公民館で行います。 よろしく申し上げます。</p>

以上が令和4年2月16日 第2回五條市農業委員会定例総会の顛末である。

五條市農業委員会会長

署名委員 _____

署名委員 _____